

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次	目次
第1章	第1章
～ (略)	～ (略)
第12章	第12章
第13章 雑則	第13章 雑則
第89条	第89条
～ (略)	～ (略)
第97条	第97条
第98条 電話帳の発行	第98条 電話帳の発行
第99条 電話番号案内	第99条 削除
第100条 番号案内料の支払義務	第100条 削除
第101条 相互接続番号案内に係る料金の取り扱い	第101条 削除
第101条の2	第101条の2
～ (略)	～ (略)
第103条	第103条
第14章 (略)	第14章 (略)
別記	別記
1	1
～ (略)	～ (略)
6	6
7 電話帳の種類	7 削除
8 電話帳の普通掲載	8 <u>番号情報の登録</u>
9 電話帳の掲載省略	9 削除
10 電話帳の重複掲載	10 削除
11 電話帳の発行	11 <u>電話帳の種類等</u>
12 電話帳の配布	12 削除
13 その他の電話帳	13 削除
14	14
～ (略)	～ (略)
36	36
料金表	料金表
通則	通則
第1表 (略)	第1表 (略)
第2表 (略)	第2表 (略)
第3表 重複掲載料	第3表 削除
第4表 番号案内料	第4表 削除
第5表 (略)	第5表 (略)

新旧対照

旧	新
<p>(通話以外の通信の取扱い) 第4条 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。 <u>(注) 当社は、別記9(電話帳の掲載省略)に規定する通話については、通話以外の通信を通話とみなして取り扱いません。</u></p>	<p>(通話以外の通信の取扱い) 第4条 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。</p>
<p>(料金及び工事に関する費用) 第69条 (略) 2 (略) <u>3 当社が提供する電話番号案内の料金は、第100条(番号案内料の支払義務)に規定する番号案内料とし、料金表第4表(番号案内料)に定めるところによります。</u> (注) (略)</p>	<p>(料金及び工事に関する費用) 第69条 (略) 2 (略) (注) (略)</p>
<p>(電話帳の発行) 第98条 当社は、<u>別記7から13に定めるところにより、電話帳の発行を行います。</u></p> <p><u>(電話番号案内)</u> 第99条 当社は、当社が付与した電話番号若しくは電話番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下「電話番号等」といいます。)の案内(以下「電話番号案内」といいます。)を行います。 <u>(注1) 電話帳への掲載を省略されているもの(契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるもの及び当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号のうちその協定事業者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。)については、電話番号等の案内は行いません。</u> <u>(注2) 電話番号案内において、1回の利用で問合せを行うことができる電話番号等の数は、当社が別に定める数以内とします。</u> <u>(注3) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、NTTドコモビジネス株式会社並びに別記33に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。</u></p> <p><u>(番号案内料の支払義務)</u> 第100条 契約者は、電話番号案内を利用したとき(その契約者回線の契約者以外の者が利用した場合を含みます。)は料金表第4表(番号案内料)に規定する番号案内料の支払いを要します。 <u>ただし、料金表第4表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u></p>	<p>(電話帳の発行) 第98条 当社は、<u>別記11に定めるところにより、電話帳の発行を行います。</u></p> <p>第99条 削除</p> <p>第100条 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p><u>(相互接続番号案内に係る料金の取扱い)</u></p> <p>第101条 <u>相互接続点を介して行われる電話番号案内（協定事業者の電気通信設備から利用するものに限ります。以下「相互接続番号案内」といいます。）の料金は、その番号案内と他社相互接続通話（協定事業者が行う手動による電話番号案内を含みます。）とを合わせて定めるものとし、その相互接続番号案内に係る協定事業者（その相互接続番号案内が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところによります。</u></p> <p>2 <u>相互接続番号案内の料金等の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u></p> <p><u>(番号情報の提供)</u></p> <p>第101条の2 <u>契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な情報（第98条（電話帳の発行）及び第99条（電話番号案内）の規定により電話帳掲載及び電話番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</u></p> <p><u>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、当社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。</u></p> <p><u>(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供しません。</u></p> <p><u>(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p> <p><u>(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</u></p>	<p>第101条 <u>削除</u></p> <p><u>(番号情報の提供)</u></p> <p>第101条の2 <u>契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は電話番号案内に必要な当社が別に定める情報をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社及び当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</u></p> <p><u>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める情報は、別記8に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注2) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社が番号情報を利用して提供する電話帳は、別記11に定めるところによります。</u></p>

新旧対照

旧	新						
<p>別記 1 ～ (略) 6 7 電話帳の種類 (1) 当社が発行する電話帳は、職業別電話帳(タウンページ)とします。 (2) 職業別電話帳(タウンページ)には、次の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タウンページウェブ版</td> <td>ウェブサイト上で閲覧ができるもの</td> </tr> <tr> <td>タウンページ冊子版</td> <td>タウンページウェブ版の掲載内容のうち当社が別に定める職業区分に掲載内容を限定して紙媒体により発行するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>8 電話帳の普通掲載 (1) 電話帳には、加入電話(料金表第1表第1(基本料金)に規定する利用種別が住宅用のものを除きます。)について、電話番号又は追加番号等この約款の規定に基づき当社が付与する電話番号以外の番号(以下別記8から13において「電話番号等」といいます。)1番号ごとに当社が別に定めるところにより、普通掲載としてその電話番号等と次の事項を掲載します。 ア 加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1 イ 加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の職業(当社が別に定める職業区分によるものとします。)のうち1 ウ 契約者回線の終端のある場所(加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所) (2) 当社は、(1)の規定により掲載される電話番号等及びその他事項について、当社が別に定める期日までに加入電話契約者から請求された内容に基づき掲載します。</p>	区 分	内 容	タウンページウェブ版	ウェブサイト上で閲覧ができるもの	タウンページ冊子版	タウンページウェブ版の掲載内容のうち当社が別に定める職業区分に掲載内容を限定して紙媒体により発行するもの	<p>(注4) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</p> <p>別記 1 ～ (略) 6 7 削除</p> <p>8 番号情報の登録 (1) 番号情報データベースには、加入電話(料金表第1表第1(基本料金)に規定する利用種別が住宅用のものを除きます。)について、電話番号又は追加番号等この約款の規定に基づき当社が付与する電話番号以外の番号(以下別記8から13において「電話番号等」といいます。)1番号ごとに当社が別に定めるところにより、その電話番号等と次の事項を登録します。 ア 加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の氏名、名称又は称号 イ 加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の職業(当社が別に定める職業区分によるものとします。) ウ 契約者回線の終端のある場所(加入電話契約者又はその加入電話契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社が契約者回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求のあった場所)</p>
区 分	内 容						
タウンページウェブ版	ウェブサイト上で閲覧ができるもの						
タウンページ冊子版	タウンページウェブ版の掲載内容のうち当社が別に定める職業区分に掲載内容を限定して紙媒体により発行するもの						

新旧対照

旧	新
<p>(3) <u>当社は、その普通掲載が当社の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。</u></p> <p>(4) <u>当社は、当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスについて、電話帳の普通掲載の取扱いを行います。この場合、その取扱いは加入電話に準ずるものとしします。</u></p> <p>9 電話帳の掲載省略</p> <p>(1) <u>当社は、加入電話の契約者回線について次の場合に該当するときは、別記8（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。</u> <u>ア 臨時加入電話契約に基づくものであるとき。</u> <u>イ 第15条（請求による電話番号の変更）の規定に基づき電話番号を変更した場合であって、その電話番号を変更した日から起算して1年を経過していないものであるとき。</u> <u>ウ 利用休止中のものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>国又は地方公共団体が加入電話契約者である場合には、電話帳への掲載を省略することがあります。</u></p> <p>(3) <u>加入電話の契約者回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記8(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について当社が別に定める記号等を普通掲載として掲載することについて加入電話契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略します。</u></p> <p>(4) <u>当社は、(1)から(3)に規定する場合のほか、当社が別に定める期日までに加入電話契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。</u></p> <p>(5) <u>第15条（請求による電話番号の変更）の規定により電話番号を変更した日から起算して1年を経過した場合において、加入電話契約者から申出があったときは、その電話番号を電話帳に掲載します。</u></p>	<p>(2) <u>当社は、加入電話の契約者回線について次の場合に該当するときは、番号情報データベースに登録しないことがあります。</u> <u>ア 臨時加入電話契約に基づくものであるとき。</u> <u>イ 利用休止中のものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>加入電話の契約者回線に通話の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、番号情報データベースに登録する番号情報としてその端末設備の種類について当社が別に定める記号等を登録することについて加入電話契約者の承諾が得られないときは、番号情報データベースに登録しません。</u></p> <p>(4) <u>当社は、(2)及び(3)に規定する場合のほか、加入電話契約者から請求があったときは、番号情報データベースに登録しません。</u></p> <p>9 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>12 電話帳の配布</p> <p>(1) 当社は、当社が別に定める期日以降に加入電話契約者から請求があったときは、その電話番号が掲載される地域のタウンページ冊子版を1の加入電話契約ごとに、1部配布します。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当社が別に定める電話帳については、加入電話契約者から請求があった場合に限り配布します。</p> <p>(3) 当社は、(1)又は(2)の規定にかかわらず、次の場合は、タウンページ冊子版を配布しないことがあります。</p> <p>ア その加入電話の契約者回線が利用休止中であるとき。</p> <p>イ 発行月の初日から起算して18ヶ月が経過したとき。</p> <p>ウ 在庫部数が無くなったとき。</p> <p>13 その他の電話帳</p> <p>当社は、別記7（電話帳の種類）の規定にかかわらず、当社が別に定めるその他の電話帳を提供します。</p> <p>14 ～（略）</p> <p>20の3</p> <p>20の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</p> <p>契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第70条（基本料金の支払義務）から第76条（線路設置費の支払義務）までの規定、第81条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定、第100条（番号案内料の支払義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>21 ～（略）</p> <p>36</p>	<p>12 削除</p> <p>13 削除</p> <p>14 ～（略）</p> <p>20の3</p> <p>20の4 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</p> <p>契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第70条（基本料金の支払義務）から第76条（線路設置費の支払義務）までの規定、第81条（相互接続通話の料金の取扱い）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>21 ～（略）</p> <p>36</p>

新旧対照

旧	新											
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ (略) 13 (消費税相当額の加算)</p> <p>14 第70条(基本料金の支払義務)から第76条(線路設置費の支払義務)までの規定、第81条(相互接続通話の料金の取扱い)の規定、第100条(番号案内料の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通話に係る料金及び公衆電話の電話機等から行う通話(当社が別に定める付加機能を利用して行う通話及び当社が別に定める相互接続通話を除きます。)に係る料金については、この限りではありません。</p> <p>(注1) ～ (略) (注4)</p> <p>15 (略)</p> <p>第1表 料金(重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び付帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 ～ (略) 第3</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ (略) 13 (消費税相当額の加算)</p> <p>14 第70条(基本料金の支払義務)から第76条(線路設置費の支払義務)までの規定、第81条(相互接続通話の料金の取扱い)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通話に係る料金及び公衆電話の電話機等から行う通話(当社が別に定める付加機能を利用して行う通話及び当社が別に定める相互接続通話を除きます。)に係る料金については、この限りではありません。</p> <p>(注1) ～ (略) (注4)</p> <p>15 (略)</p> <p>第1表 料金(質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び付帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 ～ (略) 第3</p>											
<p>第3表 重複掲載料 タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)</p>	<p>第3表 削除</p>											
<p>第4表 番号案内料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top;">(1) 昼間、夜間及び深夜・早朝の料金額の適用</td> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">時 間 帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼 間</td> <td style="text-align: center;">午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜 間</td> <td style="text-align: center;">午後7時から午後11時までの間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">深夜・早朝</td> <td style="text-align: center;">午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 昼間、夜間及び深夜・早朝の料金額の適用	区 分	時 間 帯	昼 間	午前8時から午後7時までの間	夜 間	午後7時から午後11時までの間	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間	<p>第4表 削除</p>
区 分	内 容											
(1) 昼間、夜間及び深夜・早朝の料金額の適用	区 分	時 間 帯										
	昼 間	午前8時から午後7時までの間										
	夜 間	午後7時から午後11時までの間										
	深夜・早朝	午前0時から午前8時まで及び午後11時から午後12時までの間										

新旧対照

旧	新
<p>(2) 視覚障害者等 が利用する場合 の番号案内料の 免除</p> <p>ア 当社は、電話番号案内を利用する者が、次の各号のいずれかに該当する者であって、あらかじめ当社にその旨を申し出られた者（N T T西日本株式会社に申し出られた者を含みます。）である場合において、当社が別に定めるところにより電話番号案内を利用するときは、2（番号案内料の額）の規定にかかわらず、その支払いを免除します。</p> <p>（ア） 身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）であって、当社が別に定める基準に該当する視覚障害、聴覚障害若しくは音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害がある者又は戦傷病者（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）であって、障害の程度が当社が別に定める基準に該当する視力の障害、聴力の障害若しくは音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害がある者</p> <p>（イ）（ア）に規定する者のほか、次のいずれかの障害がある身体障害者又は戦傷病者</p> <p>① 身体障害者については、当社が別に定める基準に該当する肢体不自由のうち、上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</p> <p>② 戦傷病者については、当社が別に定める基準に該当する上肢の障害</p> <p>（ウ） 知的障害者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p> <p>（エ） 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）</p>	

新旧対照

旧	新
<p>イ アの規定により番号案内料の支払いを免除された者（以下「番号案内料免除者」といいます。）は、次のことを守っていただきます。</p> <p>（ア） アの（ア）から（エ）に規定する者に該当しなくなった場合、又は住所等あらかじめ申し出られた内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を当社に届け出ること。</p> <p>（イ） 自己以外の者が不正に番号案内料を免れることができるような措置をとらないこと。</p> <p>（ウ） その他番号案内料の支払義務の免除に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。</p> <p>ウ 当社は、番号案内料免除者がイの規定に違反した場合には、アに規定する番号案内料の支払義務の免除に関する取扱いを取りやめることがあります。この場合において、当社は、あらかじめ免除の取扱いを取りやめる旨及びその理由を番号案内料免除者に通知します。</p> <p>エ 当社は、アの規定により当社に番号案内料の免除を申し出られた者について、NTT西日本株式会社が番号案内料を適用するために必要な情報を通知します。</p> <p>（注1）本欄アの（ア）に規定する当社が別に定める基準に該当する視覚障害、聴覚障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する視覚障害、聴覚障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害とし、当社が別に定める基準に該当する視力の障害、聴力の障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に規定する重度障害の程度が特別項症から第6項症までに該当する視力の障害、聴力の障害又は音声機能、言語機能若しくはそしやく機能の障害とします。</p> <p>（注2）本欄アの（イ）の①に規定する当社が別に定める基準に該当する肢体不自由は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別が1級又は2級に該当する肢体不自由とします。</p> <p>（注3）本欄アの（イ）の②に規定する当社が別に定める基準に該当する上肢の障害は、恩給法別表第1号表の2に規定する重度障害の程度が特別項症から第2項症までに該当する上肢の障害とします。</p>	

新旧対照

旧		新
(3) 番号案内料に関するその他の減免	<p>電話番号案内を利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その番号案内料の支払いを要しません。この場合、既にその番号案内料が支払われているときは、その番号案内料を返還します。</p> <p>ア 別記15（緊急通報用電話の電話番号）に規定する電話番号並びに音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線番号及び追加番号の間合わせに対し、電話番号案内をしたとき。</p> <p>イ 当社が該当する電話番号を案内できなかったとき。</p>	
(4) その他の取扱い	<p>1 当社が別に定める付加機能を利用して契約者回線に係る電話番号以外の電話番号等を通じて番号案内を利用したときの番号案内料は、その通知した電話番号等に係る契約者回線に適用します。</p> <p>2 番号案内料に関するその他の取扱いについては、通話料金に準ずるものとします。</p> <p>(注) 1に定める当社が別に定める付加機能は、代表番号通知機能及び追加番号通知機能とします。</p>	

2 番号案内料の額

区 分	単 位	番号案内料の額
(1) 案内を受け付けた時刻が昼間、夜間のとき。	ア 1料金月につき1電話番号等までのもの	1電話番号等ごとに 60円 (税込価格 66円)
	イ 1料金月につき1電話番号等を超えるもの	1電話番号等ごとに 90円 (税込価格 99円)
(2) 案内を受け付けた時刻が深夜・早朝のとき。	1電話番号等ごとに	150円 (税込価格 165円)

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和8年3月25日東経営000200000799号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 （番号案内の終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している番号案内（104番）の提供を終了することとします。 （職業別電話帳発行の終了） 3 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により発行している職業別電話帳（タウンページ）等の発行を終了することとします。 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により発行したタウンページ冊子版については、掲載地域別の最終版の発行月の初日から起算して18か月間において、加入電話契約者から希望があった場合に限り配布します。 5 タウンページウェブ版の掲載は、令和9年8月31日をもって終了することとします。 （経過措置） 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第12章 第13章 雑則 第67条 ～ (略) 第75条 第76条 電話帳 第77条 番号案内 第77条の2 番号情報の提供 第78条 (略) 第79条 (略) 第14章 (略) 別記 (略) 料金表 通則 ～ (略) 第2表 第3表 重複掲載料 第4表 (略) 別表 (略) 附則</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第12章 第13章 雑則 第67条 ～ (略) 第75条 第76条 電話帳 第77条 削除 第77条の2 番号情報の提供 第78条 (略) 第79条 (略) 第14章 (略) 別記 (略) 料金表 通則 ～ (略) 第2表 第3表 削除 第4表 (略) 別表 (略) 附則</p>
<p>(番号案内) 第77条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。 2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取扱います。 (注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、NTTドコモビジネス株式会社並びに別記21に規定する端末系事業者、中継事業者及び携帯・自動車電話事業者のうち、当社が別に定める協定事業者とします。</p>	<p>第77条 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>(番号情報の提供)</p> <p><u>第77条の2</u> 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（<u>第76条（電話帳）及び第77条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった契約者回線の情報を除きます。</u>）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p><u>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、NTT西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。</u></p> <p><u>(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p> <p>(注4) 電話番号案内のみを行うものとした番号情報については、電話番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</p>	<p>(番号情報の提供)</p> <p><u>第77条の2</u> 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な当社が別に定める情報をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（<u>当社及び当社が別に定める者に限ります。</u>）に提供します。</p> <p><u>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める情報は、別記6に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注2) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社が番号情報を利用して提供する電話帳は、別記6に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注4) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>別記</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>5</p> <p>6 電話帳</p> <p>(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。</p> <p>(2) <u>電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱い</u>については、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。</p> <p>(3) <u>契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p>7 ～ (略)</p> <p>24</p>	<p>別記</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>5</p> <p>6 電話帳</p> <p>(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき提供される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。</p> <p>(2) <u>番号情報及び電話帳に関する取扱い</u>については、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。</p> <p>7 ～ (略)</p> <p>24</p>
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金（<u>重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。</u>）</p> <p>第1 ～ (略)</p> <p>第3</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）</p> <p>第1 ～ (略)</p> <p>第3</p>
<p>第3表 <u>重複掲載料</u></p> <p><u>タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)</u></p>	<p>第3表 <u>削除</u></p>
	<p>附 則（令和8年3月25日東経営000200000799号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 （番号案内の終了）</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している番号案内（104番）の提供を終了することとします。 （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

音声利用 IP 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第9章 第10章 雑則 第43条 ～ (略) 第51条 第52条 電話帳の発行 第53条 番号案内 第54条 番号情報の提供 第55条 (略) 第56条 (略) 第11章 (略) 別記 (略) 料金表 通則 ～ (略) 第2表 第3表 重複掲載料 第4表 (略) 附則</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第9章 第10章 雑則 第43条 ～ (略) 第51条 第52条 電話帳の発行 第53条 削除 第54条 番号情報の提供 第55条 (略) 第56条 (略) 第11章 (略) 別記 (略) 料金表 通則 ～ (略) 第2表 第3表 削除 第4表 (略) 附則</p>
<p><u>(番号案内)</u> 第53条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。 2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取り扱います。 (注) 番号案内の利用に当たっては、接続契約者回線等から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その接続契約者回線等に係る契約者回線番号又は追加番号（着信課金番号を除きます。）を通知していただきます。</p>	<p>第53条 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>(番号情報の提供)</p> <p>第54条 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第1種契約、第2種契約及び第4種契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p><u>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、当社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。</u></p> <p><u>(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p> <p>(注4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</p>	<p>(番号情報の提供)</p> <p>第54条 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な当社が別に定める情報をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（<u>当社及び当社が別に定める者に限ります。</u>）に提供します。</p> <p><u>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める情報は、別記5に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注2) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社が番号情報を利用して提供する電話帳は、別記5に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注4) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>別記</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>4の3</p> <p>5 電話帳</p> <p>(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第1種契約者及び第2種契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。</p> <p>(2) <u>電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱い</u>については、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。</p> <p>(3) <u>第1種契約者及び第2種契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p>5の2 ～ (略)</p> <p>6</p> <p>6の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</p> <p>契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第32条（基本料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）までの規定、<u>第53条（番号案内）の規定</u>その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>7 ～ (略)</p> <p>17</p>	<p>別記</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>4の3</p> <p>5 電話帳</p> <p>(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき提供される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第1種契約者及び第2種契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。</p> <p>(2) <u>番号情報及び電話帳に関する取扱い</u>については、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。</p> <p>5の2 ～ (略)</p> <p>6</p> <p>6の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</p> <p>契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第32条（基本料金の支払義務）から第35条（工事費の支払義務）までの規定<u>その他この約款の規定</u>により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>7 ～ (略)</p> <p>17</p>

新旧対照

旧	新
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>11 (消費税相当額の加算)</p> <p>12 第32条(基本料金の支払義務)の規定から第35条の2(線路設置費の支払義務)の規定、<u>第53条(番号案内)の規定</u>その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。 (注1) ～ (略) (注3)</p> <p>13 (略)</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>11 (消費税相当額の加算)</p> <p>12 第32条(基本料金の支払義務)の規定から第35条の2(線路設置費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。 (注1) ～ (略) (注3)</p> <p>13 (略)</p>
<p>第1表 料金(重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 ～ (略)</p> <p>第3類</p>	<p>第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 ～ (略)</p> <p>第3類</p>
<p>第3表 <u>重複掲載料</u> <u>タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)</u></p>	<p>第3表 <u>削除</u></p>
	<p>附 則 (令和8年3月25日東経営000200000799号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 (番号案内の終了)</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している番号案内(104番)の提供を終了することとします。 (経過措置)</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
<p>目次 第1章 ～ (略) 第10章 第11章 雑則 第49条 ～ (略) 第58条 第59条 電話帳の発行 第60条 <u>番号案内</u> 第61条 ～ (略) 第63条 第12章 (略) 別記 (略) 料金表 通則 ～ (略) 第2表 第3表 <u>重複掲載料</u> 第4表 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次 第1章 ～ (略) 第10章 第11章 雑則 第49条 ～ (略) 第58条 第59条 電話帳の発行 第60条 <u>削除</u> 第61条 ～ (略) 第63条 第12章 (略) 別記 (略) 料金表 通則 ～ (略) 第2表 第3表 <u>削除</u> 第4表 (略)</p> <p>附則</p>
<p><u>(番号案内)</u> 第60条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。 2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取り扱います。 <u>(注) 番号案内の利用に当たっては、契約者回線から「104」をダイヤルして行う通信の発信に際して、その契約者回線に係る契約</u></p>	<p>第60条 <u>削除</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>(番号情報の提供)</p> <p>第61条 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第59条（電話帳の発行）及び第60条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった特定地域向け音声利用IP通信網契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。</p> <p><u>(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定める者は、NTT西日本株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。</u></p> <p><u>(注2) 本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p> <p>(注4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</p>	<p>(番号情報の提供)</p> <p>第61条 契約者は、当社が当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な当社が別に定める情報をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するためにNTT西日本株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録することについて、同意していただきます。</p> <p>2 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置するNTT西日本株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（<u>当社及び当社が別に定める者に限ります。</u>）に提供します。</p> <p><u>(注1) 本条第1項に規定する当社が別に定める情報は、別記6に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注2) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合にNTT西日本株式会社が提供します。</u></p> <p><u>(注3) 当社が番号情報を利用して提供する電話帳は、別記6に定めるところによります。</u></p> <p><u>(注4) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>別記</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>5</p> <p>6 電話帳</p> <p>(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。</p> <p>(2) <u>電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱い</u>については、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。</p> <p>(3) <u>契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。</u></p> <p>7 ～ (略)</p> <p>11</p> <p>11の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</p> <p>契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第35条（基本料金の支払義務）から第39条（線路設置費の支払義務）までの規定、<u>第60条（番号案内）の規定</u>その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>12 ～ (略)</p> <p>23</p>	<p>別記</p> <p>1 ～ (略)</p> <p>5</p> <p>6 電話帳</p> <p>(1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき提供される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。</p> <p>(2) <u>番号情報及び電話帳に関する取扱い</u>については、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。</p> <p>7 ～ (略)</p> <p>11</p> <p>11の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い</p> <p>契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第35条（基本料金の支払義務）から第39条（線路設置費の支払義務）までの規定<u>その他この約款の規定</u>により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。</p> <p>12 ～ (略)</p> <p>23</p>

新旧対照

旧	新
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ (略) 11 (消費税相当額の加算)</p> <p>12 第35条(基本料金の支払義務)の規定から第39条(線路設置費の支払義務)の規定、<u>第60条(番号案内)の規定</u>その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません (注1) ～ (略) (注3)</p> <p>13 (略)</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1 ～ (略) 11 (消費税相当額の加算)</p> <p>12 第35条(基本料金の支払義務)の規定から第39条(線路設置費の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。 ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません (注1) ～ (略) (注3)</p> <p>13 (略)</p>
<p>第1表 料金(重複掲載料及び附帯サービスに関する料金を除きます。)</p> <p>第1類 ～ (略) 第3類</p>	<p>第1表 料金(附帯サービスに関する料金を除きます。)</p> <p>第1類 ～ (略) 第3類</p>
<p>第3表 <u>重複掲載料</u> <u>タウンページウェブ版に掲載の都度1掲載ごとに 500円(税込価格 550円)</u></p>	<p>第3表 <u>削除</u></p>
	<p>附 則 (令和8年3月25日東経営000200000799号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 (番号案内の終了)</p> <p>2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している番号案内(104番)の提供を終了することとします。 (経過措置)</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>